

～ 沖縄日本から米軍基地をなくす草の根運動 ～

2024年9月28日第140号

草の根ニュース

－対米 独立・「安保」廃棄・憲法 実現 しんぶん－

基地と主権侵害なくす憲法9条実現政府樹立のために

**「安保」廃棄 全基地撤去 憲法前文と9条を
言葉通り実行 国際災害即応隊創設を**

「自衛隊」と米軍は違憲の福島判決と伊達判決を活かしましょう！

■共同代表 小湊忍(日本ユーラシア協会) 中正勇(沖縄詩人会議)

平山知子(弁護士) 平山基生(事務局長)

■全国本部 〒150-0042 東京都渋谷区宇田川町 19-5 山手マンション 1001

平山両牧師記念平和センター内

■電話・ファックス : 03-3461-5758

090-4175-2010(事務局長)

■メール : kusanone@world.ocn.ne.jp

■千人会員へ！

■ホームページ : <http://www.kusanone.org> ■「草の根ニュース」5百円送料別

■郵便振替口座: 00190-5-611535 沖縄日本から米軍基地をなくす草の根運動

全基地撤去と安保廃棄・憲法実現の超党派個人加盟全国単一市民団体へ前進を！

全都道府県に都道府県本部を、市区町村に支部を、地域職場学校に班(会)を！

米軍基地をなくす草の根運動 会員拡大と「草の根ニュース」読者拡大を！

対米独立で「日本沖縄」主権者の尊厳回復を

「台湾有事」は「日本有事」ではない ウクライナで味をしめ、日・中を闘わせて、漁夫の利？

米国の軍産複合体政府の思惑で日本沖縄の 戦場化絶対許すな！

『台湾有事』は『日本有事』？ 自民党の
総裁選候補者は、『台湾有事』は『日本有
事』だなどと叫んでいます。日本沖縄は中
国と隣国でその付き合いには長い歴史が
あります。文化的交流も深いものがありま
す。しかし両国は全く別の国です。政府も
民族も、歴史も、言語も全く異なる国です。
台湾と中国大陆の問題は、日本沖縄の問題
ではなく中国の内政問題です。『台湾有
事』は『日本有事』だなどということは、「一
つの中国」を認めた日中両国が交わした3
つの国際文書という国際公約に反し、これ
を乱暴に踏みにじる「内政干渉」に等しいも
のです。

日中両国の国際文書をじゅうりん なぜ、

自民党政治
家たちはこ
ういう「全く
間違ったこ
と」を言い
立てるので
しょうか。そ
れは、属国
日本の宗主
国米国がそ
う言いたて
ているから
以外の理由
はありません。
日本沖
縄は、独立
した主権国

草の根運動が運営委員会開く

草の根運動は、9月17日に運営委員会を開き、2024年総
会開催について討議。総会議題は、活動総括と方針、規約改正、予
算決算、運動綱領策定など。運営委員会の翌日9月18日に、総
選挙が10月ないし11月に行われるという情勢報道があり、総
会開催日は延期し、10月8日の運営委員会で論議します。

日中両政府間友好4文書を本140号に全文掲載

家であるべきです。

なぜ、米国政府は『台湾有事』は『日本有事』だなどという、全く間違った論を言い立てるのでしょうか。

最近東京で行われた、沖縄戦遺骨拾いの活動家具志堅さんの講演会で、具志堅さんは、趣旨として「米国は、経済的に中国に追い抜かれ国際的地位が下がりつつある。経済力で世界トップにおどりでた中国と経済力は下がりつつあるがそれでも世界で有力な日本を戦わせれば、両国の国力を弱め米国は漁夫の利を得ることができると考えている」と述べました。この説について、国際政治学者羽場久美子さんに質問する機会があったときに質問しましたら、アメリカは、第一次世界大戦以後も、その前の日口戦争の時も、日本を他国と戦わせて、自国の利益を得る戦略をとってきた、と肯定的な意見でした。（「漁夫の利」—双方が争っているすきに、つけこんで第3者が利益を横取りすること。広辞苑）

日中を戦わせたい米国 ウクライナ戦争は、ロシアの力を弱めたいが直接米口戦争の危険はおかしたくないバイデン政権が、キエフロシアというように歴史的には、ある意味では兄弟関係のような関係にあるロシアとウクライナを、自国からは1兵も出さずに争わせ、ふんだんにウクライナに武器援

助して米国の軍需産業をもうけさせ（ロッキード社のような軍産複合体）ながら、ロシアを弱体化させる、しかも NATO という世界最大最悪の軍事同盟をバルト3国にまで拡大できたという全く米国の軍産複合体に都合の良い戦争です。「台湾有事」＝「日本有事」論は、その様な米国軍産複合体の「理論」であり、国際法上絶対に許されない内政干渉の「理論」です。「台湾有事」≠「日本有事」です。これこそ内政不干渉という国際関係を律する政策です。来年2025年で80年もポツダム宣言と日本国憲法を踏みにじって、日本を属国化して日本の内政に干渉してきた米国は、はるばる太平洋を越えて、さらに日本の内政に干渉しようとしているばかりか戦争にまで導こうとしている恐るべき情勢が日本沖縄の現在の情勢です。

尖閣2島占領の米軍 米日反動戦争勢力によってまき散らされている「中国脅威論」の最大のテーマの一つが、「尖閣諸島問題」です。しかし、在日米軍は、久場島を黄尾嶼、大正島を赤尾嶼という名前の米軍射爆撃場という米軍基地として、1956年から1972年まで使用してきました。そして現在に至るも米軍基地です。自公内閣は、中国海警船が尖閣に近づくだけで大騒ぎして、中国脅威論を煽り立てていますが、すでに尖閣諸島の中でも大きい2島久場島、大正島

が米軍によって占領されていることに対し
ては、全く沈黙し隠し通そうとしているし、国民は、ジャーナリズムもふくめて、知らない
か知ろうともせずにあります。

「戦争できる国づくり」に躍起 米海兵隊
がグアムに引き上げた時が一番危険だ、と
いう分析もあります。なぜなら、米軍は、中
国軍と戦わないで、日本軍(いわゆる「自衛隊」
という米軍補助軍隊)に闘わせるという戦略の
実行が始まるしるしだからです。ウクライナ
で米国がやっているように。政府は、米政
府の意向を受けて、日本全土にミサイル基
地を配備し、国民を戦争へ戦争へと動員す

る「戦争できる国づくり」に躍起になっていま
す。小池都知事は、沖縄県で、作られ始め
ている「地下避難所」を東京にも作ると言明
しました。

不再戦の日中間文書 日本と中国に
は、相互に平和的に交流するという文書が
あります。その文書を「草の根ニュース」140
号に掲載し、米国の日中を戦わせようと
いう策略に乗らず、を堅持する両国間の文書
(2国間の国際法と言うべきです)が存在し
ます。重要文書ですので、「草の根ニュー
ス」140号(本号)に掲載します。絶対に、中
国と戦争することを許してはなりません。

日中間の4つの政府間友好文書

両国政府に、声明、条約、宣言を守らせるために

日中不再戦のために

在日米軍基地を利用して、日中を戦わせようとする米国に抗して

「台湾有事」は「日本有事」では、全くない
米軍は、尖閣諸島の久場島射爆撃場、
大正島射爆撃場からただちに撤退せよ

① **日本国政府と中華人民共和国政府の共同声明 1972**

② **日本国と中華人民共和国との間の平和友好条約 1978**

③ **「戦略的互惠関係」の包括的推進に関する**

日中共同声明 2008

④平和と発展のための友好協力パートナーシップの

構築に関する日中共同宣言 1998

日本国政府と中華人民共和国政府の共同声明

日本国内閣総理大臣田中角栄は、中華人民共和国国務院総理周恩来の招きにより、千九百七十二年九月二十五日から九月三十日まで、中華人民共和国を訪問した。田中総理大臣には大平正芳外務大臣、二階堂進内閣官房長官その他の政府職員が随行した。

毛沢東主席は、九月二十七日に田中角栄総理大臣と会見した。双方は、真剣かつ友好的な話合いを行った。

田中総理大臣及び大平外務大臣と周恩来総理及び姬鵬飛外交部長は、日中両国間の国交正常化問題をはじめとする両国間の諸問題及び双方が関心を有するその他の諸問題について、終始、友好的な雰囲気の中で真剣かつ率直に意見を交換し、次の両政府の共同声明を発出することに合意した。

日中両国は、一衣帯水の間にある隣国であり、長い伝統的友好の歴史を有する。両国国民は、両国間にこれまで存在していた不正常な状態に終止符を打つことを切望している。戦争状態の終結と日中国交の正常化という両国国民の願望の実現は、両国関係の歴史に新たな一頁を開くこととなろう。

日本側は、過去において日本国が戦争を通じて中国国民に重大な損害を与えたことについての責任を痛感し、深く反省する。また、日本側は、中華人民共和国政府が提起した「復交三原則」を十分理解する立場に立って国交正常化の実現をはかるという見解を再確認する。中国側は、これを歓迎するものである。

日中両国間には社会制度の相違があるにもかかわらず、両国は、平和友好関係を樹立すべきであり、また、樹立することが可能である。両国間の国交を正常化し、相互に善隣友好関係を発展させることは、両国国民の利益に合致するところであり、また、アジアにおける緊張緩和と世界の平和に貢献するものである。

- 一 日本国と中華人民共和国との間のこれまでの不正常な状態は、この共同声明が発出される日に終了する。
- 二 日本国政府は、中華人民共和国政府が中国の唯一の合法政府であることを承認する。
- 三 中華人民共和国政府は、台湾が中華人民共和国の領土の不可分の一部であることを重ねて表明する。日本国政府は、この中華人民共和国政府の立場を十分理解し、尊重し、ポツダム宣言第八項に基づく立場を堅持する。
- 四 日本国政府及び中華人民共和国政府は、千九百七十二年九月二十九日から外交関係を樹立することを決定した。両政府は、国際法及び国際慣行に従い、それぞれの首都における他方の大使

館の設置及びその任務遂行のために必要なすべての措置をとり、また、できるだけすみやかに大使を交換することを決定した。

五 中華人民共和国政府は、中日両国国民の友好のために、日本国に対する戦争賠償の請求を放棄することを宣言する。

六 日本国政府及び中華人民共和国政府は、主権及び領土保全の相互尊重、相互不可侵、内政に対する相互不干渉、平等及び互恵並びに平和共存の諸原則の基礎の上に両国間の恒久的な平和友好関係を確立することに合意する。

両政府は、右の諸原則及び国際連合憲章の原則に基づき、日本国及び中国が、相互の関係において、すべての紛争を平和的手段により解決し、武力又は武力による威嚇に訴えないことを確認する。

七 日中両国間の国交正常化は、第三国に対するものではない。両国のいずれも、アジア・太平洋地域において覇権を求めるべきではなく、このような覇権を確立しようとする他のいかなる国あるいは国の集団による試みにも反対する。

八 日本国政府及び中華人民共和国政府は、両国間の平和友好関係を強固にし、発展させるため、平和友好条約の締結を目的として、交渉を行うことに合意した。

九 日本国政府及び中華人民共和国政府は、両国間の関係を一層発展させ、人的往来を拡大するため、必要に応じ、また、既存の民間取決めをも考慮しつつ、貿易、海運、航空、漁業等の事項に関する協定の締結を目的として、交渉を行うことに合意した。

千九百七十二年九月二十九日に北京で

日本国内閣総理大臣 田中角栄（署名）

日本国外務大臣 大平正芳（署名）

中華人民共和国国務院総理 周恩来（署名）

中華人民共和国 外交部長 姬鵬飛（署名）

日本国と中華人民共和国との間の平和友好条約

日本国及び中華人民共和国は、千九百七十二年九月二十九日に北京で日本国政府及び中華人民共和国政府が共同声明を発出して以来、両国政府及び両国民の間の友好関係が新しい基礎の上に大きな発展を遂げていることを満足の意をもつて回顧し、

前記の共同声明が両国間の平和友好関係の基礎となるものであること及び前記の共同声明に示された諸原則が厳格に遵守されるべきことを確認し、国際連合憲章の原則が十分に尊重されるべきことを確認し、アジア及び世界の平和及び安定に寄与することを希望し、両国間の平和友好関係を強固にし、発展させるため、平和友好条約を締結することに決定し、このため、次のとおりそれぞれ全権委員を任命した。

日本国 外務大臣 園田 直

中華人民共和国 外交部長 黄 華

これらの全権委員は、互いにその全権委任状を示し、それが良好妥当であると認められた後、次のとおり協定した。

第一条

- 1 両締約国は、主権及び領土保全の相互尊重、相互不可侵、内政に対する相互不干渉、平等及び互恵並びに平和共存の諸原則の基礎の上に、両国間の恒久的な平和友好関係を発展させるものとする。
- 2 両締約国は、前記の諸原則及び国際連合憲章の原則に基づき、相互の関係において、すべての紛争を平和的手段により解決し及び武力又は武力による威嚇に訴えないことを確認する。

第二条

両締約国は、そのいずれも、アジア・太平洋地域においても又は他のいずれの地域においても覇権を求めるべきではなく、また、このような覇権を確立しようとする他のいかなる国又は国の集団による試みにも反対することを表明する。

第三条

両締約国は、善隣友好の精神に基づき、かつ、平等及び互恵並びに内政に対する相互不干渉の原則に従い、両国間の経済関係及び文化関係の一層の発展並びに両国民の交流の促進のために努力する。

第四条

この条約は、第三国との関係に関する各締約国の立場に影響を及ぼすものではない。

第五条

- 1 この条約は、批准されるものとし、東京で行われる批准書の交換の日に効力を生ずる。この条約は、十年間効力を有するものとし、その後は、2 の規定に定めるところによつて終了するまで効力を存続する。
- 2 いずれの一方の締約国も、一年前に他方の締約国に対して文書による予告を与えることにより、最初の十年の期間の満了の際またはその後いつでもこの条約を終了させることができる。

以上の証拠として、各全権委員は、この条約に署名調印した。

千九百七十八年八月十二日に北京で、ひとしく正文である日本語及び中国語により本書二通を作成した。

日本国のために 園田 直（署名）

中華人民共和国のために 黄 華（署名）

「戦略的互惠関係」の包括的推進に関する 日中共同声明

胡錦濤中華人民共和国主席は、日本国政府の招待に応じ、2008年5月6日から10日まで国賓として日本国を公式訪問した。胡錦濤主席は、日本国滞在中、天皇陛下と会見した。また、福田康夫内閣総理大臣と会談を行い、「戦略的互惠関係」の包括的推進に関し、多くの共通認識に達し、以下のとおり共同声明を発出した。

1. 双方は、日中関係が両国のいずれにとっても最も重要な二国間関係の一つであり、今や日中両国が、アジア太平洋地域及び世界の平和、安定、発展に対し大きな影響力を有し、厳粛な責任を負っているとの認識で一致した。また、双方は、長期にわたる平和及び友好のための協力が日中両国にとって唯一の選択であるとの認識で一致した。双方は、「戦略的互惠関係」を包括的に推進し、また、日中両国の平和共存、世代友好、互惠協力、共同发展という崇高な目標を実現していくことを決意した。
2. 双方は、1972年9月29日に発表された日中共同声明、1978年8月12日に署名された日中平和友好条約及び1998年11月26日に発表された日中共同宣言が、日中関係を安定的に発展させ、未来を切り開く政治的基礎であることを改めて表明し、三つの文書の諸原則を引き続き遵守することを確認した。また、双方は、2006年10月8日及び2007年4月11日の日中共同プレス発表にある共通認識を引き続き堅持し、全面的に実施することを確認した。
3. 双方は、歴史を直視し、未来に向かい、日中「戦略的互惠関係」の新たな局面を絶えず切り開くことを決意し、将来にわたり、絶えず

相互理解を深め、相互信頼を築き、互惠協力を拡大しつつ、日中関係を世界の潮流に沿って方向付け、アジア太平洋及び世界の良き未来を共に創り上げていくことを宣言した。

4. 双方は、互いに協力のパートナーであり、互いに脅威とならないことを確認した。双方は、互いの平和的な発展を支持することを改めて表明し、平和的な発展を堅持する日本と中国が、アジアや世界に大きなチャンスと利益をもたらすとの確信を共有した。

(1) 日本側は、中国の改革開放以来の発展が日本を含む国際社会に大きな好機をもたらしていることを積極的に評価し、恒久の平和と共同の繁栄をもたらす世界の構築に貢献していくとの中国の決意に対する支持を表明した。

(2) 中国側は、日本が、戦後 60 年余り、平和国家としての歩みを堅持し、平和的手段により世界の平和と安定に貢献してきていることを積極的に評価した。双方は、国際連合改革問題について対話と意思疎通を強化し、共通認識を増やすべく努力することで一致した。中国側は、日本の国際連合における地位と役割を重視し、日本が国際社会で一層大きな建設的役割を果たすことを望んでいる。

(3) 双方は、協議及び交渉を通じて、両国間の問題を解決していくことを表明した。

5. 台湾問題に関し、日本側は、日中共同声明において表明した立場を引き続き堅持する旨改めて表明した。
6. 双方は、以下の五つの柱に沿って、対話と協力の枠組みを構築しつつ、協力していくことを決意した。

(1) 政治的相互信頼の増進

双方は、政治及び安全保障分野における相互信頼を増進することが日中「戦略的互惠関係」構築に対し重要な意義を有することを確認するとともに、以下を決定した。

- 。両国首脳の定期的相互訪問のメカニズムを構築し、原則として、毎年どちらか一方の首脳が他方の国を訪問することとし、国際会議の場も含め首脳会談を頻繁に行い、政府、議会及び政党間の交流並びに戦略的な対話のメカニズムを強化し、二国間

関係、それぞれの国の国内外の政策及び国際情勢についての意思疎通を強化し、その政策の透明性の向上に努める。

- 。安全保障分野におけるハイレベル相互訪問を強化し、様々な対話及び交流を促進し、相互理解と信頼関係を一層強化していく。
- 。国際社会が共に認める基本的かつ普遍的価値の一層の理解と追求のために緊密に協力するとともに、長い交流の中で互いに培い、共有してきた文化について改めて理解を深める。

(2) 人的、文化的交流の促進及び国民の友好感情の増進

双方は、両国民、特に青少年の間の相互理解及び友好感情を絶えず増進することが、日中両国の世々代々にわたる友好と協力の基礎の強化に資することを確認するとともに、以下を決定した。

- 。両国のメディア、友好都市、スポーツ、民間団体の間の交流を幅広く展開し、多種多様な文化交流及び知的交流を実施していく。
- 。青少年交流を継続的に実施する。

(3) 互惠協力の強化

双方は、世界経済に重要な影響力を有する日中両国が、世界経済の持続的成長に貢献していくため、以下のような協力を特に取り組んでいくことを決定した。

- 。エネルギー、環境分野における協力が、我々の子孫と国際社会に対する責務であるとの認識に基づき、この分野で特に重点的に協力を行っていく。
- 。貿易、投資、情報通信技術、金融、食品・製品の安全、知的財産権保護、ビジネス環境、農林水産業、交通運輸・観光、水、医療等の幅広い分野での互惠協力を進め、共通利益を拡大していく。
- 。日中ハイレベル経済対話を戦略的かつ実効的に活用していく。
- 。共に努力して、東シナ海を平和・協力・友好の海とする。

(4) アジア太平洋への貢献

双方は、日中両国がアジア太平洋の重要な国として、この地域の諸問題において、緊密な意思疎通を維持し、協調と協力を強化していくことで一致するとともに、以下のような協力を重点的に展開することを決定した。

- 。北東アジア地域の平和と安定の維持のために共に力を尽くし、六者会合のプロセスを共に推進する。また、双方は、日朝国交正常化が北東アジア地域の平和と安定にとって重要な意義を有しているとの認識を共有した。中国側は、日朝が諸懸案を解決し国交正常化を実現することを歓迎し、支持する。
- 。開放性、透明性、包含性の三つの原則に基づき東アジアの地域協力を推進し、アジアの平和、繁栄、安定、開放の実現を共に推進する。

(5) グローバルな課題への貢献

双方は、日中両国が、21 世紀の世界の平和と発展に対し、より大きな責任を担っており、重要な国際問題において協調を強化し、恒久の平和と共同の繁栄をもたらす世界の構築を共に推進していくことで一致するとともに、以下のような協力に取り組んでいくことを決定した。

- 。「気候変動に関する国際連合枠組条約」の枠組みの下で、「共通に有しているが差異のある責任及び各国の能力」原則に基づき、バリ行動計画に基づき 2013 年以降の実効的な気候変動の国際枠組みの構築に積極的に参加する。
- 。エネルギー安全保障、環境保護、貧困や感染症等のグローバルな問題は、双方が直面する共通の挑戦であり、双方は、戦略的に有効な協力を展開し、上述の問題の解決を推進するために然るべき貢献を共に行う。

日本国内閣総理大臣
福田康夫（署名）
中華人民共和国主席
胡錦濤（署名）

2008 年 5 月 7 日、東京

平和と発展のための友好協力パートナーシップの 構築に関する日中共同宣言

日本国政府の招待に応じ、江沢民中華人民共和国主席は、1998年11月25日から30日まで国賓として日本国を公式訪問した。この歴史的意義を有する中国国家主席の初めての日本訪問に際し、江沢民主席は、天皇陛下と会見するとともに、小渕恵三内閣総理大臣と国際情勢、地域問題及び日中関係全般について突っ込んだ意見交換を行い、広範な共通認識に達し、この訪問の成功を踏まえ、次のとおり共同で宣言した。

一

双方は、冷戦終了後、世界が新たな国際秩序形成に向けて大きな変化を遂げつつある中で、経済の一層のグローバル化に伴い、相互依存関係は深化し、また安全保障に関する対話と協力も絶えず進展しているとの認識で一致した。平和と発展は依然として人類社会が直面する主要な課題である。公正で合理的な国際政治・経済の新たな秩序を構築し、21世紀における一層揺るぎのない平和な国際環境を追求することは、国際社会共通の願いである。

双方は、主権及び領土保全の相互尊重、相互不可侵、内政に対する相互不干渉、平等及び互惠、平和共存の諸原則並びに国際連合憲章の原則が、国家間の関係进行处理の基本準則であることを確認した。

双方は、国際連合が世界の平和を守り、世界の経済及び社会の発展を促していく上で払っている努力を積極的に評価し、国際連合が国際新秩序を構築し維持する上で重要な役割を果たすべきであると考え、双方は、国際連合が、その活動及び政策決定プロセスにおいて全加盟国の共通の願望と全体の意思をよりよく体现するために、安全保障理事会を含めた改革を行うことに賛成する。

双方は、核兵器の究極的廃絶を主張し、いかなる形の核兵器の拡散にも反対する。また、アジア地域及び世界の平和と安定に資するよう、関係国に一切の核実験と核軍備競争の停止を強く呼びかける。

双方は、日中両国がアジア地域及び世界に影響力を有する国家として、平和を守り、発展を促していく上で重要な責任を負っていると考え、双方は、日中両国が国際政治・経済、地球規模の問題等の分野における協調と協力を強化し、世界の平和と発展ひいては人類の進歩という事業のために積極的な貢献を行っていく。

二

双方は、冷戦後、アジア地域の情勢は引き続き安定の方向に向かっており、域内の協力も一層深まっていると考える。そして、双方は、この地域が国際政治・経済及び安全保障に対して及ぼす影響力は更に拡大し、来世紀においても引き続き重要な役割を果たすであろうと確信する。

双方は、この地域の平和を維持し、発展を促進することが、両国の揺るぎない基本方

針であること、また、アジア地域における覇権はこれを求めることなく、武力又は武力による威嚇に訴えず、すべての紛争は平和的手段により解決すべきであることを改めて表明した。

双方は、現在の東アジア金融危機及びそれがアジア経済にもたらした困難に対して大きな関心を表明した。同時に、双方は、この地域の経済の基礎は強固なものであると認識しており、経験を踏まえた合理的な調整と改革の推進並びに域内及び国際的な協調と協力の強化を通じて、アジア経済は必ずや困難を克服し、引き続き発展できるものと確信する。双方は、積極的な姿勢で直面する各種の挑戦に立ち向かい、この地域の経済発展を促すためそれぞれできる限りの努力を行うことで一致した。

双方は、アジア太平洋地域の主要国間の安定的な関係は、この地域の平和と安定に極めて重要であると考え、双方は、ASEAN 地域フォーラム等のこの地域におけるあらゆる多国間の活動に積極的に参画し、かつ協調と協力を進め、理解の増進と信頼の強化に努めるすべての措置を支持することで意見の一致をみた。

三

双方は、日中国交正常化以来の両国関係を回顧し、政治、経済、文化、人の往来等の各分野で目を見張るほどの発展を遂げたことに満足の意を表明した。また、双方は、目下の情勢において、両国間の協力の重要性は一層増していること、及び両国間の友好協力を更に強固にし発展させることは、両国国民の根本的な利益に合致するのみならず、アジア太平洋地域ひいては世界の平和と発展にとって積極的に貢献するものであることにつき認識の一致をみた。双方は、日中関係が両国のいずれにとっても最も重要な二国間関係の一つであることを確認するとともに、平和と発展のための両国の役割と責任を深く認識し、21 世紀に向け、平和と発展のための友好協力パートナーシップの確立を宣言した。

双方は、1972 年 9 月 29 日に発表された日中共同声明及び 1978 年 8 月 12 日に署名された日中平和友好条約の諸原則を遵守することを改めて表明し、上記の文書は今後とも両国関係の最も重要な基礎であることを確認した。

双方は、日中両国は二千年余りにわたる友好交流の歴史と共通の文化的背景を有しており、このような友好の伝統を受け継ぎ、更なる互惠協力を発展させることが両国国民の共通の願いであるとの認識で一致した。

双方は、過去を直視し歴史を正しく認識することが、日中関係を発展させる重要な基礎であると考え、日本側は、1972 年の日中共同声明及び 1995 年 8 月 15 日の内閣総理大臣談話を遵守し、過去の一時期の中国への侵略によって中国国民に多大な災難と損害を与えた責任を痛感し、これに対し深い反省を表明した。中国側は、日本側が歴史の教訓に学び、平和発展の道を堅持することを希望する。双方は、この基礎の上に長きにわたる友好関係を発展させる。

双方は、両国間の人的往来を強化することが、相互理解の増進及び相互信頼の強化に極めて重要であるとの認識で一致した。

双方は、毎年いずれか一方の国の指導者が相手国を訪問すること、東京と北京に両政

府間のホットラインを設置すること、また、両国の各層、特に両国の未来の発展という重責を担う青少年の間における交流を、更に強化していくことを確認した。

双方は、平等互惠の基礎の上に立って、長期安定的な経済貿易協力関係を打ち立て、ハイテク、情報、環境保護、農業、インフラ等の分野での協力を更に拡大することで意見の一致をみた。日本側は、安定し開放され発展する中国はアジア太平洋地域及び世界の平和と発展に対し重要な意義を有しており、引き続き中国の経済開発に対し協力と支援を行っていくとの方針を改めて表明した。中国側は、日本がこれまで中国に対して行ってきた経済協力に感謝の意を表明した。日本側は、中国が WTO への早期加盟実現に向けて払っている努力を引き続き支持していくことを重ねて表明した。

双方は、両国の安全保障対話が相互理解の増進に有益な役割を果たしていることを積極的に評価し、この対話メカニズムを更に強化することにつき意見の一致をみた。

日本側は、日本が日中共同声明の中で表明した台湾問題に関する立場を引き続き遵守し、改めて中国は一つであるとの認識を表明する。日本は、引き続き台湾と民間及び地域的な往来を維持する。

双方は、日中共同声明及び日中平和友好条約の諸原則に基づき、また、小異を残し大同に就くとの精神に則り、共通の利益を最大限に拡大し、相違点を縮小するとともに、友好的な協議を通じて、両国間に存在する、そして今後出現するかもしれない問題、意見の相違、争いを適切に処理し、もって両国の友好関係の発展が妨げられ、阻害されることを回避していくことで意見の一致をみた。

双方は、両国が平和と発展のための友好協力パートナーシップを確立することにより、両国関係は新たな発展の段階に入ると考える。そのためには、両政府のみならず、両国国民の広範な参加とたゆまぬ努力が必要である。双方は、両国国民が、共に手を携えて、この宣言に示された精神を余すところなく発揮していけば、両国国民の世々代々にわたる友好に資するのみならず、アジア太平洋地域及び世界の平和と発展に対しても必ずや重要な貢献を行うであろうと固く信じる。

2025 年は、ポツダム宣言80年！

非武装・米軍撤退を規定した国際法ポ宣言 実現へ国民世論再結集を

米軍（「安保」）とその補助軍隊（「自衛隊」）はポツダム宣言違反

1945 年 7 月 26 日、皇軍（日本軍のことを「天皇の軍隊」としてこう呼びました）によって、中国や太平洋諸国を侵略していた天皇制日本帝国に対して、米、英、

中、のちにソ連が、ドイツの都市ポツダムにおいて、天皇制日本政府に対して、無条件降伏を呼びかける宣言を発しました。

日本政府がポツダム宣言をやっと
1945年8月14日に受け入れたため、
15年にわたる戦闘は終結し、9月2
日、降伏文書に署名して戦争は終わ
りました。

日本政府が、ポツダム宣言受託を

遅らせていたため、広島長崎の悲惨
極まる原爆被害も受けました。米国
政府の原爆投下は、民間人保護の国
際法に違反し許されないものでし
た。

読者の声

「草の根運動は、すばらしい運動です！」

さま（ ）

先日、お送りしたつもりでいた基地をなくす会の
カンパ、忘れて机の中に入っていました。物忘れが
ひどくなって来ました。困ったものです。私はここ
に一年位のつもりで入居しましたが九年になってし
まい、先が心細くなってきました。昨年10月脳梗
塞をして以来少しずつ進んでいるのがわかります。
今年の暑さは、格別に変ですが先生もお体に気を
つけてご活躍下さい。

さま（ ）

切手のカンパ、お使いにくいと思いますが、それ
ぞれの頁に切手の金額を記入しました。全部で
円分あります。

さま（ ）

実働不能ゆえ、せめてカンパを

さま（ ）

米軍基地は植民地のあかし、アメリカにかえしま
す。

さま（ ）

熱中症にかからないように！

さま（ ）

トマホークはいらない！ 絶対いらない！！

さま（ ）

トマホークはいらない！ 絶対いらない！！

さま（ ）

子どもたちにどんな社会を手渡すのか、強く考え
る日々です

さま（ ）

粘り強く活動されていることに敬意を表します。

見にいこう

秋晴れの空を

空のちかくにいこう

できるだけ

新宿のノッポビル

サンシャインビル

東京タワー

街によう

すいすいと

秋晴れの日は

あ・け・み

秋晴れ

1952 年 4 月 28 日に基地戦争条約（「安保」）によって「いすわり占領（主権侵害）されて 72 年」の日本沖縄！ 米いすわり占領軍 5 万 6 千人、基地 196（沖縄県 35 本土 161 基地）。

真の自衛は米いすわり占領軍撤退、いすわり占領米軍補助軍隊（「自衛隊」）27 万 4 千を解散し、国際災害救助即応隊へ！

南西シフト、進むミサイル配備 「反撃能力」拠点化も一対中最前線、地元には不安

時事通信 2023 年 04 月 02 日 07 時 08 分



編集後記 ◆140号をお届けします。

◆本号は、日本と中台問題は他国の問題であって関係ないのに、「台湾有事は日本有事だ」と称して、アメリカ帝国主義Ⅱ米日の軍産複合体（軍部と軍需産業企業Ⅱ死の商人）が本気で日本と中国を戦わせ、戦争で儲けようとしている問題について特集しました。

戦争大好きな（自分に行かない）売国奴たち自民党政政治家たちは、米国政府の尻馬に乗って中国脅威論をおおっています。まさか、と思われる日中戦争、あるいは、初期には全面戦争にまでは至らなくても、ミサイルの打ち合い、小戦争はありうる情勢になっています。小戦争が、大戦争全面戦争にならない保証はありません。

米国は、ロシアが絶対に譲れないとしていたウクライナのNATO加盟への動きを加速しつつ、「ロシアは戦争をする」と繰り返し返していました。それがバイデン政権です。彼らは、ロシア挑発に成功し、ロシアは、おろかにもその挑発にまんまと引っかかって、ウクライナ侵攻を開始しました。その結果は、バルト諸国のNATO新規加盟と国際的孤立でした。世界最大最悪の軍事同盟NATOは、わが世の春を謳歌し、アジア・太平洋にまで手を伸ばして、日本、韓国そしてオーストラリア、ニュージーランドと手を結ぼうとしています。ウクライナで味を占めたアメリカは、北東アジアでもうまくやろうとしています。

◆中国脅威論のど真ん中に、尖閣問題があります。尖閣諸島の久場島大正島が、黄尾嶼赤尾嶼の名で戦後長期間（資料によると1956年以来との記述があり、1945年の日本占領以来との、前号での記述は誤りであったと思われますので、訂正しておきます）米軍の射爆撃場でした。日中国交回復の1972年以降は、使用していないようです。しかし、尖閣の両島は、現在に至るまで米軍基地リストに記入されたままです。かつて米国英国を「鬼畜米英」と言っていた軍国主義者たちが、今は、米国を絶対的な「友好国」で、「占領」を占領と思わないぐらいであり、その政権の下で日本国民の意識もマヒさせられています。

「中国脅威論」に対して、堂々と反論する武器は、日本と中国の政府間が交わした、諸文書です。この両国間の文書を本気で守るなら、米政府が日本と中国にウクライナとロシアの二の舞をさせようとしているのも、その悪だくみを打ち砕くことができます。

◆それにしても、またしても、米兵による少女暴行が起きました。戦後79年繰り返し繰り返し起っている占領意識の米兵による少女女性暴行を根絶するためには日米「安保」条約を廃棄し全基地撤去し、憲法を実現しなければなりません。そのためには、「安保」条約を廃棄する意思をもった日本政府の樹立が不可欠です。そのような政府を樹立するためには、国民の多数が、選挙でその意思をもった議員を国会に送らなければなりません。そのためには、国民世論を、1960年の安保闘争の時のように、安保反対の多数派に変えていかなければなりません。草の根運動を、政治家にこの組織に応援してもらうことが選挙でどうしても必要だ、と思わせられるような規模の組織に、発展させなければならぬと思います。（三）